



アスベスト被害聞き取り調査報告 : 大工であった方の職業曝露を通して見えたこと

井上, 英昌

(Citation)

21世紀倫理創成研究, 1:95-108

(Issue Date)

2008-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81000718>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81000718>



アスベスト被害聞き取り調査報告

——大工であった方の職業曝露を通して見えたこと——

井上 英昌

倫理創成プロジェクトにおけるアスベスト被害聞き取り調査

我々は神戸大学大学院人文学研究科の「倫理創成プロジェクト」の一環で、「環境リスクに関する望ましいコミュニケーションのあり方を科学哲学と倫理学の観点から明らかにする」ことを目的として掲げ、研究活動を進めております。その研究活動が現実に即し、かつまた地域性に根ざしたものであるという趣旨から、その範例に阪神間のアスベスト被害を取り上げております。その趣旨に沿い、上記の目的を遂行するための具体的な事例研究として、2006年からアスベスト被害の聞き取り調査に着手しました。

ですが現在、研究活動を開始して日がまだ浅く、研究途上の段階にあります。そのため個々の事例を一般化できる程、調査数が十分蓄積されているとは言えません。しかしながらこれまでの調査から僅かではありますが、アスベスト被害の実態の一部と、被害を受けた方々を取り巻く時代性や社会的環境の一部を知ることができました。そのひとまずの成果をここでご報告申し上げたいと思います。

1. アスベスト被害聞き取り調査報告の概要

我々の聞き取り調査は、2007年9月分までの調査分で計8回行った。職業曝露に遭われた方々への聞き取り調査はこれまでに5回行い、その業種は、元大工、サイディングの裁断・加工業、アスベスト関連企業でのアルバイト、元船員⁽¹⁾・元船長にまで及んだ。環境曝露に遭われた方々への調査はこれまでに3回行われ、クボタの旧神崎工場周辺にお住まいになっていた方々からお話を伺うことができた。

その方々の経験に基づいた被害のあり様を直接知ることは、これ以上にない貴重な資料であると思われる⁽²⁾。というのもこの資料を被害者の視点から検討・考察してみるなら、日本におけるアスベスト問題の一端を解明することや、環境問題、公

害の研究（加害論、被害論、解決論）の進展に寄与することになる、と考えられるからである。

調査の分析では個々の事例に焦点を当てることによって、当時の時代性を背景に、被害に遭われた方とアスベスト被害の一面を切り取って考察することに努めてきた。中でも被害に遭った方のライフストーリーに着目することで、その方がどのようにアスベストと関わり、アスベスト疾患が起こったのかが、より具体的に把握できると思われる。というのもアスベスト問題とその被害は、地域性だけではなく、時代や経済における文脈とも切り離して考察することはできない一面があると考えられるからである。

そのように一人の方の事例に絞った報告は次章で述べることにするが、まずこの章では2007年9月分までの聞き取り調査からいくつかを抜き出し、職業曝露のケース（1-1）と環境曝露のケース（1-2）に分けて簡潔に述べていきたい。

1-1. 職業曝露に遭われた方々への聞き取り調査

職業曝露のケースでの聞き取り調査は、被害に遭われた方のご経歴から、アスベスト曝露に遭った状況と労働環境、アスベスト疾患の発症とその治療、労災関連に及ぶことまでお話を伺ったが、この節では二人の方（現在、いずれも70歳代の方）のアスベスト曝露の状況などについてごく簡単にではあるが、触れておきたい。

ある方は昭和51年にクボタの旧神崎工場で作られたサイディングボード（木造家屋を建てる際に使われた外壁）を裁断・加工する仕事に従事しており、その際に曝露した。

当時のアスベストの危険性に関しては、その外壁がアスベストを含有していたので、その裁断時に舞う粉じんが身体に悪い、と聞いていたそうである。しかしクボタからはアスベスト疾患に関する正式な書類の通達はなく、通達があっても、全く危険性とは関係ないものだった。しかしその方の知人が船や旧国鉄に従事していた労働者で、呼吸器系の病気を患っていたので、薄々アスベストの危険性を把握していた、との証言が得られた。

粉じん対策は当初、布製の簡単なマスクだったが、後にアスベストの吸引防止のためにクボタ指定の集じん機を購入させられて、使っていたそうである。しかしそれでも完全に粉じんの吸引を防ぐことはできず、結局、集じん機と工場が奨励する

マスクを併用することになった、と言う。

別の方は昭和 31 年に生活費のために野沢石綿セメント（現：ノザワ）で約二ヶ月間、石綿スレートに加工する工程で、アスベストとセメントを混ぜるアルバイトをしていた。攪拌（かくはん）機にアスベストとセメントを入れる作業時に、舞い上がったアスベストを吸ったり、投入したアスベストの一部がまだ塊になっていたため、それをほぐす時に曝露した。当時、アスベストの危険性は知らず、マスクも手袋もせずに直接扱っていたらしく、労働者に対する安全対策は全くないに等しい状態であった。作業後、入浴して 30 分もすると体からセメントが染み出すほど、アスベストセメントに接触する機会は多かったそうである。当時、鉄道の枕木や橋梁（きょうりょう）にアスベストセメントが用いられており、じん肺疾患になる労働者が多かった、との証言が得られた。

またこの方のケースは、クボタの救済金支払い対象の地域に居住歴があり、曝露歴からしてアスベスト曝露が職業曝露なのか、環境曝露なのか、一概には特定できない事例に該当していた。この方の場合、未だ疾患の原因となったアスベストの種類は分かっていないが、精密検査などによって、もし青石綿であれば、クボタの環境曝露が、白石綿であれば、労働時の曝露がアスベスト疾患の原因であると、特定することができるそうである。このような事例のように、今後の掘り起こし作業により、複雑なケースも出てくることが想定されるに違いない。たとえ多くの曝露履歴を持つ方で、その上中皮腫以外のアスベスト疾患であったとしても、それに対応した公平な補償の制度作りが求められることは言うまでもない。

労災関連に関しては諸事情からここで触れることはできなかったが、どちらの方も労災手続きと認定に関して苦労されていた。

1-2. 環境曝露に遭われた方々への聞き取り調査

環境曝露のケースでの聞き取り調査は、当時の生活環境におけるアスベストの影響を中心にお話を伺ったが、その他にアスベスト疾患の発症と治療、労災やクボタとの交渉についても伺うことができた。この節ではアスベスト粉じんが生活環境においてどのような影響を及ぼしていたのか、という被害の周辺状況や兆候などについて見ていく。

まず当時にあったアスベスト粉じんの生活環境への影響に関して言うと、約 500、

600m離れた場所に住んでいた方の証言によれば、工場周辺の環境の変化（例：風がよく吹いていたか等）や身体的な変化（例：咳の症状等）は、当時何も知覚されず、アスベストという言葉すら耳にすることもなく、近所の人が中皮腫になったということも聞かなかったそうである。そうであったから、発生源の工場には危険な工場という意識もなかった。

しかし工場付近に住んでいた方々の証言によると、工場周辺はアスベストを含んだ粉じんが白い煙のように舞い散っており、道路も真っ白の状態であった。その粉じんはトラックによって舞い上げられていたし、付近を歩く際には、ハンカチで口を覆っていた人を見かけたそうである。それは雨上がりに黒い傘を干すと、真っ白になるほどの量であり、光に当たると反射してキラキラ光っていた、と言う。

工場から 100m圏内の住居の棧（さん）には白いホコリ状のアスベストが積もっており、それを叩き落す時に住民たちはアスベストを吸い込んで、曝露したようである。そのせいで住民たちの多くが肺ガンや肺に水が溜まったりして、亡くなっている、との証言が得られた。

昭和 25 年から 43 年までクボタ工場の北側にあった旧郵政省の住田寮³⁾（当時 26 世帯、120 人ほどが在住）にお住まいになっていたご家族からお話を伺うことができたが、そのご家族の証言によれば、石鹼の泡状のものが工場の排水溝から出ていて、周りの草が白くなっていたそうである。当時近くに川があり、雨天時に泡状のものが下流まで流れていたことから、このことはアスベスト曝露の発生源が拡散していた可能性を示している。

そのご家族の一人は当時、アスベストの知識はなかったが、工業地帯に囲まれて育った経験からそのホコリを吸い込めば、身体に悪いと直観的に認識していたそうである。

このように生活者からの証言からすれば、アスベスト被害の予見はおそらく可能であったことが確認できるが、しかし日常生活でのそのような兆候があっても、被害を回避できなかったのは、その発生源となっていた工場周辺の地域性に一因があるのではないかと、いう声も聞かれた。昭和 35 年には実際、発生源となっていた工場からの粉じんに対して、主婦たちが苦情を言いに行ったことがあったが、真摯に受け止めてもらえなかった。それは尼崎という土地柄のせいで、それ以上追及できなかった、とある方は言う。

また聞き取り調査ではご家族からある方の闘病生活についてのお話も伺うことができた。ここで少し紹介すると、その方にアスベスト疾患が発見された時は、治療が施せない程に病状が進行しており、しばしば肺に針が刺さるような痛みで呼吸が苦しくなり、自殺を考えるほど辛いものだったそうである。その方はアスベスト疾患の患者以外にはなかなか同じ苦しみを共感してもらえないことで、精神的にもさらに苦しみを募らせていたようである。その姿を日々、見ながら支え続けていたご家族もまた精神的な負担を背負い、苦しみを共有されていたことを伺うことができた。

環境曝露の聞き取り調査で印象的であったのは、ご家族やご近所の方が亡くなっていることから、ご協力していただいた方々のほとんどが、将来アスベスト疾患を発症するかもしれない、という切実な不安を抱えており、日々その心配は尽きないと言われていたことである。

2. 職業曝露したある労働者のケース ——大工として生きてきた中村氏——

この章では大工であった方の職業曝露に焦点を当てて、その方の社会的背景を含めたライフヒストリーとアスベスト被害を掘り下げて、より具体的にその実態を見ていくことにする。

この方の事例に着目する理由は二つある。第一に今後曝露の危険性が憂慮されるのは、改修・解体作業に従事する労働者であり、そのために過去の労働者の曝露事例に焦点を当てるのは、十分意義があると思われるからである。一般的にアスベスト・リスクに直面するのは作業に従事する労働者がほとんどであると言ってもよい。言うまでもなく環境曝露の被害も職業曝露と同様に深刻で、今後とも注意を払っていくべきことには変わりないが、日本では2008年からアスベスト使用が全面的に禁止されることから、確実に曝露現場は生産・使用の現場から改修・解体現場へと移行する。ある資料によれば、2025年頃、アスベスト含有の建築物が耐用年数を迎え、改修・解体のピークが来ると言われている⁽⁴⁾。

第二の理由は、これからご紹介する方がいわゆる「団塊の世代」に当たり、労働者としてご活躍された時期と、経済成長期にアスベスト建材が出始めた時期とがほぼ重なっていることから、時代性や経済動向の社会的影響を比較的大きく受けた世代の方であると言えるからである。その方のライフヒストリーにアスベスト被害が

どのように関わってきていたのかを見ることは、経済の成長期における公害の被害を理解するのに最も適していると考えられるからである。

このような理由から以下、中村實寛（さねひろ）氏のご経歴（2-1）、職業曝露した状況と労働環境（2-2）、アスベスト疾患の発症から、労災までを含む現在（2-3）を見ていくことにする。その後、この事例から確認できたことをまとめて、今後の聞き取り調査についての課題を少し述べておきたい。

2-1. 中村實寛氏のご経歴

昭和 23 年、中村實寛氏（以下、便宜上中村氏と省略します）は、鹿児島県曾於（そお）（当時、曾於郡）で生まれた。その時期はいわゆる「団塊の世代」に該当する。昭和 39 年に 中学校を卒業された後、宮崎市内で親方に弟子入りして、大工の見習いになった。その後、一旦故郷に戻ったが、高収入を得られるなどの理由で、昭和 45 年に上阪して、ある工務店の造作大工として働き、地方の電器屋など様々な現場での仕事に従事していた。解体作業をしていた当時、毎日二、三件の現場を掛け持ちし、週末の休みもほとんどなく、早朝から夜遅くまで激務（残業も含めて）をこなしていたそうである。

その頃はちょうど大阪万博の時期と重なり、好景気と呼べる経済成長期にあった。その好景気は地方と大都市との間に大きな収入格差を生み出し、その差額はほぼ二倍にもなっていたそうである。それゆえ当時、大阪に出て働くことには、何より経済的なメリットがあったと言える。

中村氏の勤務先となった工務店は、大手ゼネコンの下請けとなっていた。この下請けの作業の際に、アスベストに曝露した。長年の現場での作業を経て、後に約 200 人を束ねる現場監督官になったのであるが、平成 15 年の定期健診時に、アスベスト疾患が発見され、その後やむなく退職されて、現在に至っている。

2-2. アスベスト曝露時の状況と労働環境

昭和 45 年、大阪で中村氏は造作大工として現場を転々とする過酷な解体作業などに従事していた。昭和 40 年代初期は新建材にアスベストが混入され始めた時期に当たり、納入業者は耐久性、防火性、価格などの利点から新建材の売り込みには熱心であったらしいが、その建材の危険性までは教えてもらえなかったらしい(当時、

業者もアスベストの危険性を知っていたわけではないだろうが)。当時の記憶では、その建材にアスベストのマークが貼ってあったそうである。

中村氏の証言ではアスベストに曝露したのは、主にアスベスト含有の建材を電動丸鋸（まるのこ）で切断した時、解体作業でアスベストの粉じんを吸った時、専門業者がアスベストを吹き付けた後に作業した時であった。中でも解体作業の時が一番ひどい環境であった、と中村氏は言う。例えば、劣化した吹き付けアスベストが解体する家屋の天井や壁の裏に積もっており、天井をめくると、アスベストも一緒に落ちてくるあり様だったそうである。

中村氏は日頃アスベストに関する教育を受けておらず、ホコリ自体にアスベストの危害がある、という認識はそもそもなかった。建材の切断や解体作業時、ホコリが充満する環境で仕事をしており、嫌悪感はあったらしいが、単にホコリっぽいだけならと、我慢していた。粉じん対策ですら仕事の効率性を優先するため、1990年代までは防じんマスクのようなものを付けた記憶はなく、タオルで口と鼻を覆うような簡易な対策をしているだけであった。

もちろんアスベストの危険性を知っていれば、現場でもっと安全な対策が講じられたに違いない。だが顧客のため納期を早く仕上げる意識が常にあった、と中村氏は言う。それは中村氏に限ったことではなく、日々勤勉に働いていた同僚も同様の意識を共有していた⁵⁾。彼らもちょうど同じ団塊世代であった。

証言からすれば、曝露機会は現場での作業時だけではなく、ほとんど常にあったらしい。例えば、現場での休憩時には覆っていたタオルを外していたし、粉じんが治まっていたとはいえ、現場で昼食をとることもしばしばであった、と聞く⁶⁾。

さらに解体現場へ移動するトラックも既に曝露機会の一つになっていたと言える。作業着で乗車したり、使った軍手を置いておくせいで、トラックの中はホコリが充満し、窓から追い出していたことがしょっちゅうだったそうである。当然ながら、トラックも一つの曝露原因であると考えられたなら、移動中に危険なアスベスト混入の粉じんが撒き散らされていたことになるだろう。

現場の労災に関しては、目に見える労災（転落、外傷等）が優先されて、目に見えない労災は実際、後回しにされたか、何ら保障もされていない状況であった⁷⁾。そのように労災に対する意識が低かったことも、アスベスト被害の遠因となってしまったことに間違いない。

当時、安全管理責任者は会社に設けられており、常駐していたことになっていたが、責任者自身の安全教育すら十分であったのか分からない状況であった。まして人数の少ない零細企業や一人親方の会社で安全管理責任者を置くとすると、他の役職と兼務していたり、都合上形式的に置かれるだけになっていたかもしれない。そのようなあり様だったので、実際、下請け、孫請けまでアスベストに関する通達は届いていなかった。このようにアスベストのリスク情報を共有することについても、元請けと下請けとの間に格差があったことは否定できない。

ゼネコンの仕事においても下請けなどの労働者に対して注意は払われていなかったも同然であった。塗料に含有されている化学薬品に対する注意はあったのだが、アスベストに関する危険性の説明や注意はなかったそうである。そのような状況だったので、下請けに支払われる賃金には特別な手当など付いていなかった。

この仕事での具体的な作業というのは、前もって組み上がった鉄骨にコンクリートで壁が作られており、その上に専門業者がアスベストセメントを吹き付け、その後を追いかけて、壁の仕上がり部分等を作っていく作業であった。当時、アスベスト吹き付けの専門業者はニチアスから派遣されていたそうで、業者は専用の防護服、防護マスクを着用していたのに対して、中村氏のような労働者たちは、粉じんを防護する用具もなしに十分な換気や清掃がされないまま、作業に入らなければならなかった。しかもアスベストを吹き付けた直後に作業に入るため、アスベストが積もっている状態であった、と言う。その積もったアスベストを掃除しなければ、作業の下準備ができないくらいであり、その掃除の時、舞い上がったアスベスト粉じんをかなり吸っていたそうである。

その時だけではなく、天井の作業の際にもアスベストを吸い込んでしまったらしい。度々吹き付けたアスベストがポロポロと自然に剥がれ落ちてきたり、作業工程上吹き付けられたアスベストを剥がさないと、作業できなかったため、その際に余計にアスベストを吸引してしまった、と中村氏は言う。

この証言からすると、中村氏のような労働者たちが一番危険な作業をしており、アスベスト・リスクの管理はもとより、専門業者とのリスク情報の共有や、元請けからの情報提供が行われていたとは言えないことになるだろう。そうであるなら、明らかにリスク情報の伝達と、実際のリスクに対する対策について格差があったことが確認できる。

その上タバコの喫煙ということを考慮に入れば、現場の労働者たちは中皮腫以外のアスベスト疾患を発症するリスクも抱えていたことが伺える。タバコの喫煙に関しては個人的な嗜好があるにせよ、主に過酷な労働によるストレス解消のため、職場では喫煙する労働者が多く、中村氏本人も病気が発症するまで25年間、喫煙していた、と言う。喫煙とアスベストが相乗的に肺ガンのリスクを高めるというデータもあることから⁽⁸⁾、このような職場環境で働く労働者は肺ガンのリスクも潜在的に持っており、その割合は相当高かったと言えるだろう。

上記のことから確認できたのは主に二点ある。一つはこの世代に共通する仕事優先の価値観や勤労意識が少なくともアスベスト被害の背景にあったことである。もう一つは元請けと下請けとの間にある力関係の下、アスベスト・リスクの情報の共有・伝達に格差があり、それを踏まえての安全対策にも格差が生じていたということである。

この二点のうちの前者に関して敷衍しておきたい。証言から、結果的に現場での粉じん対策を充実させることより、顧客のため、早く仕事を終わらせるため、という勤労意識が常に念頭にあり、同世代の同僚たちもまたその意識を共有していたことが確認できたが、しかしながら、勤労意識や曝露の事実の背後には、被害に遭われた方の複雑な感情があることも当然、見過ごされてはいけないうであろう。ご本人のお気持ちからすれば、アスベスト曝露は振り返ってみて仕事上仕方なかった、という思いよりはむしろ、あくまでこの仕事で家族を養ってきたんだ、という思いで曝露の事実を自分自身に納得させてきた、と中村氏は語気を強めて言う。今はこの思いがある意味、「自分への慰めとなっているが、実際そう思うより他に自分の慰めようがない」、とも中村氏は複雑な心境を告白して下さった。

この点に留意しながらも、ここでは少なくともその世代の勤労意識や価値観が、好景気を背景とした経済的な影響をかなり受けていたことは言えるだろうし、その世代の方々にとってはその勤労意識が自らの規範の一部となっていたと考えられるであろう。このことから経済的背景だけでなく、当時の労働者であった世代の勤労意識も少なからずアスベスト被害拡大の遠因となっていた、とも言えるだろう。

2-3. アスベスト疾患の発症から現在まで

中村氏のアスベスト疾患の発見は、平成14年の健康診断のレントゲンで右肺の

下に 10 円玉くらいの小さい影が映っていたことがきっかけとなった。しかし、その時は様子を見ることになり、翌年の健康診断のレントゲンではお碗くらいの大きさになっていた。当時の症状は咳が少しある程度で、冬場だったので軽い風邪ではないかと考えていた、と中村氏は言う。その健診担当の医師がレントゲンから胸膜肥厚症の疑いがあることを見抜いて、専門医のいる済生会吹田病院を紹介した。そこでの再診では、胸膜中皮腫の疑いという診断がまず下された。だが精密な検査を経て、悪性中皮腫という診断が下され、右肺胸膜の全摘出手術を受けた。

このように早期発見から手術に至るまで三ヶ月間かかっており、その処置は比較的迅速になされた方である。中皮腫患者には激しい運動が制約されるのは当然ではあるが、早期治療を受ければ、思っているほど日常生活に不自由を来たすことは少ない。だからこそ早期発見、早期治療を受けることは重要である、と中村氏は主張していた。そのことはまだ検診にすら至っていない潜在的なアスベスト被害者の掘り起こしが急務であることを示唆している。

現在、定期的な診察を受け、中村氏のご容体は安定しているそうであるが、時々手術した右胸周辺にキリで刺されているような痛みがあったり、その箇所が重く押さえられている感覚を覚えるそうである。日々の健康では心肺に負担のない生活を心掛け、特に冬場は風邪を引かぬよう細心の注意をしておられる。

中村氏は様々な現場での仕事に従事してきたことから、曝露機会も非常に多く、中皮腫の原因が特定できないことが伺えた。そのためどの種類のアスベストに曝露したかは、厳密に言えば不明であるが、しかし少なくとも曝露した可能性があるのは、青石綿か、茶石綿かのどちらかである、と中村氏は言う。それは曝露履歴から判明できたのではなく、診断上の特徴から白石綿は除外されるということであった。

最終的には悪性中皮腫であると診断され、中村氏は無事労災認定を受けられることになったが（平成 16 年 1 月 21 日労災申請。同年 7 月 29 日労災認定）、それは関西安全労働者センターの H 氏や K 氏をはじめとする方々のご支援がなければ、速やかに認定されることはなかった、とのことである。

中村氏の場合、当初、胸膜腫瘍と中皮腫という二つの病名が付いていた。この事態は医師の見解の相違ではなく、担当医と部長医とが交互に診察をしていたため、偶然病名が二つ付いていたのだが、このように二つの診断が存在していた場合、労災の手続き上で問題となるらしい。その問題に加え、当時何より傷病手当の支給が

切れる時期にあったという経済的問題も抱えていたことから、中村氏は自力で相談先を探し出して、H氏に連絡を取り、労災申請の援助を受けることができた。

そのような経緯から、中村氏は労災認定に至るまで支援して下さった方々に感謝の念を抱いておられる。関西安全労働者センターの方々への恩返しのお気持ちは、中村氏ご自身も携わっておられる「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の活動の原動力ともなっている。現在、同会はアスベスト被害に遭ったと思われる方々の（特に地方での）掘り起こし作業に日々、尽力されている。

このようにアスベスト関連のご病気を患った方にとって、どれほど支援者の存在が大きく心強いのかを、我々は拝聴することができた。それは単に労災認定までの煩雑で事務的な問題解決の援助という意味だけにとどまらない。アスベスト疾患の治療やケアには支援する方々の精神的な支えが必要で、それが重要な役割を持っている、という意味からもそうである。というのも中皮腫という病気は未だ対症療法しかなく、胸膜プラークは将来、重症化する恐れがあることから、アスベスト疾患には特に精神的なケアが必要であると言われているからである。だからアスベスト疾患を抱える患者さんにとっては病気の重みや苦痛に共感してくれる方々がどれほど精神的な支えとなり、貴重な存在であるのか、を確認することができた。

そして現在、中村氏にとって懸念されることは、当時、アスベスト粉じんの付いた作業着からご家族が曝露していたかもしれないこと、いわゆる家庭内曝露の可能性がご家族にあることである。

まとめ

以上、造作大工として生きてきた中村氏の事例を見てきたが、ここでの主な確認事項を以下、整理してまとめてみたい。

- ・アスベスト被害には経済動向、社会的背景が関係しているだけでなく、当時、労働者の中核を担っていた世代の勤労意識もまた関係していたことが確認できた。
- ・元請け・下請けの力関係を反映した重層構造の下では、アスベスト・リスクの情報、脆弱な立場にいた労働者——下請けなどの中小の零細企業——に提供されていなかったか、もしくは届きにくいことが確認できた。そのことから労働現場

においてはリスク情報の伝達に格差が生じていることが考えられ、この情報の格差が現場での安全対策の格差につながっていることを示している。

- ・アスベスト被害者の方々にとっては、労災をはじめ、精神的ケアなどの点から被害者を支援する方々の存在が重要であることを確認することができた。

今後の聞き取り調査の課題

ここで聞き取り調査の課題に少し言及しておきたい。冒頭でも述べたように、我々の研究活動は端緒についたばかりであるから、調査の幅を広げることが第一の課題であることに間違いない。アスベスト製品が多品種に及んでいることから、様々な業種にその被害が潜在的に存在していることが次第に明らかになりつつある。それぞれの業種でアスベスト被害に遭った方がいれば、その被害のあり方は曝露の現場ごとに多様であり、そこには社会的な問題が絡んできていることも予想される。例えば、先の事例で見たように、元請け-下請けの力関係の構造があることは、アスベスト被害では顕著に見受けられる。それゆえ調査の幅を広げつつ、アスベスト被害の背後にあると思われる倫理的、社会的問題を明らかにしていく試みもまた今後、求められるであろう。

別の課題として、聞き取り調査が話し手の記憶に依存していることから、聞き取り手側に工夫が求められるという課題が挙げられると思われる。言うまでもなく、被害の全貌の解明や把握には、国やアスベスト関連企業が被害の事実や情報を公開していないことが何より問題であるけれども、聞き取り調査ではどうしても証言が記憶に依存せざるを得ないので、必ずしも記憶が鮮明でなかったり、記憶違いの可能性も否定できない。

そのための一つの案として同じ労働現場にいた複数の被害者の方から聞き取り調査を行うことが考えられる。数件の調査ではそれを既に実行しているが、環境曝露の調査では多角的に被害実態を把握するという意味でも、その手法は有効的に働いていたと思われる。調査を分析する過程において被害に遭ったご本人の身体的、精神的苦痛だけでなく、ご家族の苦しみも垣間見え、被害者を周りで支援する方の存在も見えてきたのだが、それはご家族の視点を交えた証言が被害者本人の心理や苦悩を伝える上で有力かつ貴重な証言となっていたからである。このように被害に

遭われた方を多角的な視点から見ることは、被害の実態の別の視点、側面が見えてくるきっかけとなる、と考えられる。

もし職業曝露の聞き取り調査においても同じ現場にいた複数の方からお話を伺える機会が増えるようになれば、複数の方の記憶に基づく証言を照合することによって、被害実態や周辺状況をより明確に把握できることにつながるであろう。

また時間を空けて同じ方から聞き取りを行うことも有効な手法であるように思われる。それは話し手に時間をかけて当時の記憶を思い出していただくことや、聞き取り手側の視点を変えることによって、新証言を引き出すということが期待できるからである。今後の調査に当たっては、そのような手法以外に聞き取り手側に更なる工夫が求められるのかもしれない。

謝辞

この報告の結びに代えて、聞き取り調査にご協力していただいた方々への謝辞を持って論を締めくくりたいと思います。

我々の聞き取り調査は一回につき数時間に及びました。中には二日にまたがり、お話を伺った方もいらっしゃいました。そのような条件の下で、貴重な時間を割いてまでお話し下さったことは、我々の倫理創成プロジェクトの趣旨や取り組みを理解して下さっただけではなく、ご自身やご家族のアスベスト被害を伝えることで、将来世代に被害を再び起こさせない意図もあつたに違いないと思われました。ここで改めて私どもの聞き取り調査にご協力していただいた方々に対して、今後のご健康を祈念しつつ、深く感謝申し上げます。

最後に、聞き取り調査にご協力していただいた方の中の、御一人が誠に残念ながら、2007年の秋に逝去されました。私どもの調査は比較的、ご体調が安定していたと思われる時期に行わせていただいたつもりでしたが、ご本人様は定期的に抗ガン剤の点滴治療を受けておられ、ご体調が必ずしも良いとは言えなかったかもしれません。そのような中、懸命にアスベスト被害の実態を伝えるため、ご協力していただきました。ここに感謝の念とともに、謹んで深く弔意を表したいと思います。

註

(1)元船員からの聞き取り調査については、本誌所収の藤木論文「船員のアスベスト被害、その

実態と課題 一元船員の証言より」を参照。

(2)例えば、欧州環境庁がまとめた『レイト・レッスンズ』では、アスベスト被害に遭った方々の経験が高く評価されている。「犠牲者、専門家ではない人々、および工場監督官や家庭医などの“有能な観察者”の経験は、政府その他の当局者によってもっと真剣に扱われ、適切な調査によって確認されるべきである。時には、彼らは科学的専門家の観点より何年も先行している。」(p.107.)このような「有能な観察者」たる、アスベスト被害者の経験からフィードバックして、今後の法的規制の改善、労働現場の安全向上、被害の歴史的教訓のために資することは少なくともと考えられる。欧州環境庁編、『レイト・レッスンズ—14の事例から学ぶ予防原則—』、松沢早苗 監訳、七つ森書館、2005。

(3)証言によると、当時、その寮に住んでいた多くが既に亡くなっていて、その多くは 60 歳代であった。昭和 44 年頃、寮の老朽化により、入居していたほとんどの世帯が引越をしており、現在、その方々の追跡調査は困難な状態にある。

(4)耐用年数を鉄骨系 50 年、コンクリート系 70 年と仮定した場合の推定年数である。石綿スレートを使用した建築物の場合、解体のピークはずれて、2040 年頃と推定されている。車谷典男、「石綿の人体影響と建物内の石綿」、『住居医学 I』所収、米田出版、2007、pp.207-9 参照。

(5)証言によると、昭和 52、53 年頃、現場には比率は少ないながらも（200 人中 2、3 人の割合で）、東南アジア系の外国人も作業していた。言うまでもなく、彼らにも曝露の可能性がある。

(6)長時間経過しても、浮遊し続ける飛散性アスベストの特徴に関しては、本誌所収の永倉論文「アスベストに関するリスクコミュニケーションの実際」の一節、「アスベストとは」の第三段落を参照。この特徴からも、作業時間以外でも現場での曝露機会が常に存在していたことを確認できる。

(7)現場では元請けと下請けとの間にある力関係の下、傷害の労災隠しが横行していた事実を、中村氏は指摘していた。そういう状況下ではアスベストの危険性や曝露の事実が分かっていたとしても、実際問題として、アスベストの労災申請は容易ではなかったかもしれない。

(8)森永謙二編著、『アスベストと健康被害 第2版』、日本評論社、2006、p.5 参照。

(神戸大学大学院人文学研究科・学術推進研究員)